別添７

NEDO データ方針_「委託者指定データ」がない場合　の例

２９ 度新エネ技戦第 0322001 号
平 成 ３０ 年 ３ 月 ２７ 日
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
技 術 戦 略 研 究 セ ン タ ー

ＮＥＤＯプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。
本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。
プロジェクト参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。
なお、プロジェクト参加者間でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成２９年１２月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義
（１）研究開発データ
「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）自主管理データ
「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）非管理データ
「非管理データ」とは、自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

（注意）
○ＮＥＤＯが委託する技術に関する研究開発プロジェクトについて公募（追加公募）する場合（※２）は、以下のリンク先資料にあるＮＥＤＯプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針（以下「ＮＥＤＯデータ方針」という）のうち『ＮＥＤＯデータ方針_「委託者指定データ」がない場合』を適用（提示）することが原則です。

※２
（１）　新規プロジェクトについて公募をする場合
（２）　ＮＥＤＯデータ方針が適用されているプロジェクトについて追加公募をする場合
（３）　ＮＥＤＯデータ方針が適用されていないプロジェクトの追加公募において、ＮＥＤＯデータ方針を適用したい場合

【参考リンク】
31_NEDO データ基本方針_各種雛形_各種様式別紙 - ドキュメント一覧 (sharepoint.com)

ＮＥＤＯプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針
様式１：データマネジメントプラン兼簡略型データマネジメントプラン届出書
別紙１：データマネジメントプラン兼簡略型データマネジメントプラン
様式２：メタデータ届出書
別紙２：メタデータ

NEDO データ方針_「委託者指定データ」を指定する場合　のひな形の例

・委託者指定データに関する項目(2-(1)、2-(2)、2-(3))について、記載内容を標準化・知財ユニットと相談・調整後に、決裁基準「100-26-16」に、「主管理事」、「技術戦略研究センター次長」を加え、起案・決裁を実施する。

・1行目　決裁時に取得した文書番号を記載
・2行目　日付は決裁完了日を記載
・4行目　決裁起案した部署名を記載

○○度○○○○第○○○○○○○号
２０○○年○○月○○日
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ＮＥＤＯプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。
本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。
プロジェクト申請者は、本方針に従い、プロジェクトの申請に際し、データマネジメント企画書を作成する。また、採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者は、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者間でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義
（１）研究開発データ
「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）委託者指定データ
「委託者指定データ」とは、ＮＥＤＯが管理するべき研究開発データであり、ＮＥＤＯに提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

（３）自主管理データ
「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

○委託者指定データ（研究開発データのうち、公共性が高く、広範な利活用等を目的としてＮＥＤＯが管理する必要のあるデータ）を指定しない場合は、上記リンク先にある『ＮＥＤＯデータ方針_「委託者指定データ」がない場合』をそのまま（プロジェクト名の追記等、実質的に内容を変更しない軽微な変更、修正をすることは可）適用（提示）する。

○委託者指定データを指定する場合、個々のプロジェクトの目的、態様等に応じてＮＥＤＯデータ方針を適用しない場合及び『ＮＥＤＯデータ方針_「委託者指定データ」がない場合』の内容を修正・変更する必要がある場合は、事前に技術戦略研究センター標準化・知財ユニットと相談・調整する。
　この相談・調整の結果、委託者指定データを指定する場合及び『ＮＥＤＯデータ方針_「委託者指定データ」がない場合』の内容を実質的に修正・変更する場合は、上記リンク先資料の適当なファイルを変更し、決裁基準「100-26-16」に、「主管理事」、「技術戦略研究センター次長」を加え、起案・決裁する。

○ＮＥＤＯデータ方針の適用対象となっていないプロジェクトに、「参考資料」としてＮＥＤＯデータ方針を添付することを妨げない。